

令和 8 年度

韮崎市地域密着型サービス「地域密着型特別養護老人ホーム」事業者公募要領

(令和 9 年度整備分)

令和 8 年 7 月

韮 崎 市

1 公募の趣旨

韮崎市においては、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備を進めており、地域密着型サービスを整備し運営する事業者を募集します。

2 募集対象事業

募集を行う地域密着型サービス施設は、次のとおりです。

項 目	内 容
サービス種別	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)
施設数	1 施設
定員	29 人以下
日常生活圏域	市内全域
利用者	韮崎市民
その他	居室は、個室・ユニット型を基本とします。1ユニットの定員は10人以下とします。

※他のサービスと併設する場合は、様式第3号-2の「併設事業所の欄」に記載すること。

3 整備年度

令和9年度中に工事着手、開設（令和10年3月31日まで）

4 応募資格

応募者は、次のいずれにも該当していること。

- (1) 社会福祉法人または社会福祉法人の設立を予定する者であること。

なお、法人の設立予定者は、整備着工までに法人の設立許可を受け、設立登記が完了する見込みの者に限る。

- (2) 地域密着型の介護サービスを提供するにあたり、必要な能力、資産及び熱意を有しており、長期的に安定した運営ができること。
- (3) 審査後、速やかに施設整備に向けた準備をすること。また、県補助金等の可否決定後に建設工事に着手し、令和9年度中に工事を完了させ、事業を開始すること。
- (4) 介護保険法第78条の2第4項各号及び第5項に定める地域密着型サービス等事業所指定に係る欠格事項に該当しないこと。
- (5) 介護保険法の規定に基づく指定基準を全て満たすこと。
- (6) 国税及び市県民税等を滞納していないこと。
- (7) 提出書類の受付締め切り日において、過去5年間に本市の内外を問わず法令等の違反がないこと。
- (8) 介護保険事業所を運営している者で、介護給付費等返還金がある場合は、確実に返還していること。
- (9) 提出書類の受付締め切り日において、会社更生法、民事再生法等の規定に基づく手続きを行っ

ていないこと。

- (10) 菰崎市暴力団排除条例（平成24年3月28日条例第1号）第2条第1項に第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員、または第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (11) その他、関係省令の内容を十分に理解・確認し、申請すること。

5 土地及び建物

- (1) 予定地については、抵当権等施設存続の支障となりうるような権利設定がないこと。
- (2) 都市計画法、建築基準法、消防法、農地法、文化財保護法、介護保険法、老人福祉法等その他関係法令により建築に支障がないことを十分確認すること。特に開発許可等については、関係部局に事前に確認すること。
- (3) 賃貸借物件を使用して事業を実施する場合は、賃貸借契約期間は30年以上とし、契約期間満了時に双方意義がない場合は契約が自動更新される旨の記載がなされた契約であること。
- (4) 災害に対する安全性が確保されていること。土砂災害警戒区等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づいて指定された土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域でないこと。また、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づいて指定された急傾斜地崩壊危険区域でないこと。
- (5) 高層建築物でサービスの提供を行う場合は、3階以下の階層で行うこと。
- (6) 公募資料提出に際し、事前に丁寧に地元説明を行い、その経過説明と地元自治会代表者の同意書を作成すること。地域住民に対しては十分な説明及び配慮を行うとともに誠実に対応してください。なお、工事期間中や開設後も迅速かつ丁寧な対応をし、良好な関係を築くよう努めること。

※地元説明の範囲

整備予定地の地域住民（近隣に居住している住民）のほか所在する自治会の代表者及び整備予定地と隣接する自治会の代表者（自治会未加入の近隣住民にも配慮すること）

※同意書

整備予定地と隣接する土地の所有者及び整備予定地が所在する自治会の代表者

※地域密着型特別養護老人ホームは、運営推進会議の設置が義務付けられており、その構成員は地域住民の代表を含めることとされている等、地域との連携・交流が特に重要であるため、本応募資料提出に際しては事前に地元説明を行い、その経過説明とを作成し、説明資料と添付して提出すること。

※地元住民への説明の際は、今回の説明は、応募予定で、計画書の提出にあたっての事前説明であり、現時点では施設整備が決定したものではない事、事業者として選定され事業を開設する場合は、近隣住民に配慮した運営を行い、地域との連携及び協力等の地域交流を図ることを十分に説明してください。

6 補助金の活用

施設の整備にあたっては、国、県及び市の補助金交付要綱に定める交付基準を満たした場合に補助金申請を行うことができます。

※交付は予算の範囲内の額であり、補助単価は現時点で予定額であることにご留意ください。

(指定地域密着型サービス等整備助成事業費)

施設区分	補助単価	単位
地域密着型特別養護老人ホーム	5, 530 千円	整備床数

(介護基盤開設準備等事業費)

施設区分	補助単価	単位
地域密着型特別養護老人ホーム	1, 036 千円	定員数

上記に係る補助金を受け、整備を行った事業者は、厚生労働省が定める財産処分制限期間において事業を継続しなければなりません。また、市の補助金内示前に整備事業に着手した場合は、補助対象外となります。なお、併設するサービスを整備する場合は、事前に県等へ協議が必要となります。

7 応募の手続き

(1) 応募書類の提出期間及び提出先

期間	提出場所
令和8年10月19日(月)から 令和8年11月13日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日等閉庁日は除く) 午前8時30分から午後5時15分	山梨県韮崎市本町三丁目6番3号 韮崎市長寿介護課介護保険担当 (韮崎市保健福祉センター内) 電話 0551-23-4313

(2) 応募申込書の提出書類一覧

No.	項目	内容	様式
1	応募申込書	所定の様式	様式第1号
2	事前協議書	所定の様式 韮崎市指定地域密着型サービス事業所等の指定申請に係る事前協議事務取扱要綱第1号様式(第4条関係)	様式第2号-1
3	誓約書	所定の様式	様式第2号-2
4	定款	最新のもの・当該事業を実施する旨の記載のあるもの	
5	法人登記簿謄本	書類提出3ヶ月以内に発行されたもの	
6	印鑑証明書	書類提出3ヶ月以内に発行されたもの	
7	納税証明書	直近3ヶ月以内に発行された国税、県税、市税の納税	

		証明書（設立後に決算を迎えていない法人については、法人代表者の市税等に係る直近３ヶ月以内に発行された納税証明書）	
8	事業者概要	①事業経歴・実績 ②事業者の基本的事項 ・代表者の履歴書（経歴書） ・役員、社員の構成、氏名 ・管理者経歴書 （記載した資格の資格証を添付してください） ③事業者の概要（パンフレット可） ④現在運営している施設または事業に関する資料 ・施設の運営形態 ・事業内容、規模 ・敷地面積、床面積	任意様式
9	決算書	①直近３年間の決算書（貸借対照表、損益計算書）等 ②公的機関からの補助、融資、寄付等がある場合は過去３年間の内容と実績 ③損害賠償発生時に対応が可能である書類 （損害証明書等の写し）	任意様式
10	事業計画概要書	所定の様式（実施事業） 所定の様式（定員・従業員）	様式第３号-1 様式第３号-2
11	事業計画提案書	所定の様式	様式第４号
12	事業日程表	土地取得または賃借契約、設計、工事など開設までの日程表	任意様式
13	基本計画図面等	所在地、事業規模、平面図、立面図、概況写真 等 （用途・面積を表示） ※避難経路等も記載してください ※概況写真は撮影日、撮影場所（位置・方向）が分かるようにしてください	任意様式
14	資金計画書	所定の様式	様式第５号
15	借入金償還計画表	所定の様式（資金計画に基づくもの）	様式第６号
16	土地関係書類	①土地登記簿謄本（３ヶ月以内に発行されたもの） ②土地売買（賃貸借）契約書または確約書 （自己所有の場合は不要です）	
17	従事職員関係	①配置予定管理者の履歴書 ②配置人員（職種、時間ごと） ③研修体制 ④健康管理	
18	施設管理関係	①衛生管理マニュアル	

		②事故防止、防災対策マニュアル ③苦情処理体制マニュアル	
19	地域等との連携	地元説明経過説明及び地元自治会代表者の同意書 ※説明方法や同意の有無についても記載 ※反対意見等があった場合はその内容と回答または対応方法についても具体的に記載	任意様式

※ 提出する書類が所定の様式の場合は、韮崎市ホームページからダウンロードしてください。

- (3) 提出部数 正本1部・副本11部
(※ 一度提出された書類は返却いたしません。)

(4) 提出方法

- ①(1)の提出場所に事前電話予約の上持参してください。
- ②郵送等（郵便又はその他小包輸送等）による提出は受け付けません。
- ③電子媒体や電子メールによる提出は受け付けません。
- ④提出される際は、必ず事前にご連絡をお願いいたします。
- ⑤全体の目次をつけてください。
- ⑥通しページをつけてください。
- ⑦応募書類は原則 A4 判縦左綴じとし、表紙、背表紙に事業名・事業者名を記載したフラットファイル等に綴じてください。図面等で A3 となる場合は A4 サイズに折りたたんでください。
- ⑧各書類の間には仕切りとして白紙等を挟み、これに書類 No. を記入したインデックスを見出しとして貼付してください。
- ⑨所定書式の文字の大きさは 11 ポイント、フォントは「MS 明朝体」で統一してください。所定様式以外の定款（法務局）や就業規則（労働局）を除く他書類において、変更可能であれば、同じ大きさにそろえてください。また、印刷の際は拡大や縮小せずに等倍（100%の倍率）で行ってください。
- ⑩登記簿謄本等の証明書について、正本は原本となりますが、副本分は写しで構いません。
- ⑪提出後、関係書類の差し替え及び追加等はできません。

(5) 応募に関する質問

質問については、公平を期すために電話、窓口での受付は行いません。

質問内容を質問票（様式第7号）に簡潔に記入の上、電子メールにてご提出ください。送信後、電話で電子メールの到着を確認してください。

質問の受付期間は、令和8年8月3日（月）～9月30日（水）（土曜日、日曜日及び祝日等閉庁日を除く）午後5時00分までです。回答には相当程度の日数を要することから、期日には十分注意してください。

(6) 質問への回答

全体に係わるものと判断した場合は、**令和8年10月7日（水）までに**菰崎市ホームページ上に質問及び回答の趣旨を掲載します。

(7) 応募辞退

応募書類提出後、辞退する場合は、応募申込辞退届（様式第8号）を提出してください。

(8) 留意事項

- ①応募要件を充足しない場合または応募書類の提出期日を経過した場合は、一切書類の受付を行いません。
- ②本市から別に期日を定めて資料の修正及び追加資料の依頼を行う場合があります。
- ③事業計画の準備等から応募提出等までに要するすべての費用は、応募者自身の負担となります。

8 選定方法

書類審査及びプレゼンテーション方式により、本事業に対する考え方や理解度、運営体制等を総合的に評価する審査を行います。菰崎市指定候補事業者審査委員会において審査、評価を行い、菰崎市介護保険運営協議会から意見を聴取し、その結果から市長の決定により選定します。

審査の結果、審査委員会の総合得点が最も大きい応募者を選定事業者としますが、審査委員会の委員の平均点が配転の6.0%未満である場合には、応募事業者が1事業者の場合であっても、不選定とします。

(1) 審査方法

①一次審査（書類審査）

提出書類をもとに、書類の不備、応募要領に規定している資格要件に抵触していないかに加え、人員・設備基準や経営状況、介護給付の適正化・効率化への取組などにより書面審査を行います。

②二次審査（プレゼンテーション）

一次審査（書類審査）を通過した場合は、提出書類の内容に関するプレゼンテーションを行い、「二次評価項目」に基づき採点を行います。二次評価項目の主な内容は次の(2)のとおりです。

なお、プレゼンテーションに係る詳細な日程につきましては、追って通知します

(2) 審査評価項目

- ・法人の理念・姿勢
- ・法人運営の公平性、法令の遵守等
- ・運営実績、経験、職員育成、事業効率への取り組み
- ・施設管理運営体制、安全性への配慮
- ・利用者への対応
- ・市民雇用の促進等
- ・事業の適性に応じた運営

(施設計画、事業所の立地状況、周辺環境、質の高いサービス提供への取組み 等)

- ・運営方針
- ・その他

9 選定結果の通知

選定結果は、応募したすべての事業者にて文書にて通知します。

応募事業者ごとの採点結果の情報開示について、審査委員会の委員の平均点を韮崎市ホームページにて公表します。ただし不選定となった応募事業者の名称は公表しないものとします。

なお、選定結果に対する照会、質問及び異議には、一切応じられません。

10 応募スケジュール

No.	項 目	日 程
1	応募要領の配布（市ホームページにて）	令和8年7月31日（金）～
2	応募要領に関する質問受付	令和8年8月3日（月）～ 9月30日（水）
3	質問への回答期限	令和8年10月7日（水）
4	応募受付期間	令和8年10月19日（月） ～ 11月13日（金）
5	一次審査（書類審査）	令和8年11月中旬～
6	二次審査（プレゼンテーション）	令和8年12月下旬（予定）
7	指定候補事業者の決定	令和9年1月上旬（予定）
8	指定候補事業者の選定結果の通知	令和9年1月上旬（予定）
9	事業所指定及び開設時期	令和9年度中

※令和9年度内に施設整備、事業所開設を行いますので、住民説明、登記手続き、行政機関（建築確認、開発協議、上下水道、文化財関係などへの届出、補助金交付申請）との連携、資金計画等について、事業者において精査のうえ応募していただきますようお願いいたします。

11 問い合わせ先及び提出先（事務局）

〒407-0024

山梨県韮崎市本町三丁目6番3号（韮崎市保健福祉センター内）

韮崎市長寿介護課介護保険担当

電 話 ： 0551-23-4313

電子メール ： kaigo@city.nirasaki.lg.jp